

# 施設利用申込書（いちばルーム）

太枠内記入・下部※を記入、捺印

令和 年 月 日

申込者名		電 話		職 業	
住 所				貸出期間中の直通(携帯)電話	
会社・団体名		電 話		業 種	
住 所				利用責任者名	

借用目的

参加又は集客予定人数

人

取扱い商品及び内容

場 所	期 間	時 間	売上目標	搬 入 日	搬 出 日
いちばルーム	月 日( ) 月 日( )	午前 時 分 午後 時 分	約 円	月 日( )	月 日( )

使用備品

- ・プロジェクター@1,650× 台 ・ホワイトボード@無料× 台 ・演台@無料× 台
- ・簡易PA（マイク1※CD・MD再生できません）@1,650× 台

複数の法人・団体で開催する場合は、必ず全法人・団体名（住所地・連絡先・担当者）を記入してください。

## 念 書

- 借用にあたり、貸出規程を厳守いたします。
  - 過失が原因で事件・事故が発生した場合、その責を負います。
  - 顧客に対して、不正・不誠実な行為と判断された場合、速やかに対処及び処分を受けます。
  - 借用にあたり、発生したトラブル等は、速やかに対処します。
  - 施設利用を申し込むにあたり、下記のいずれにも該当しない事を誓約いたします。この誓約が虚偽であると認められるときは、貸出を拒否されても異議はありません。また、貸出中に虚偽であることが判明した場合は、貸出を解除され当方が不利益を被ることになっても、異議は一切申し立てません。
- イ 法人等（個人、法人または団体）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）であるとき。又は、法人等の役員（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は、代表者、理事等、その他経営に実質的に関与しているもの）が同法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）、暴力団準構成員又は暴力団関係者、その他反社会的勢力であるとき。
- ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体。
- ハ 青森県暴力団排除条例13条の規定する場合に該当するとき。

八戸市大字河原木字神才22番地の2

協同組合 八食センター

理事長 上平 靖文 殿

※ 住所

※ 氏名

印